

議案第9号

大野市わんぱく相撲おおの場所開催事業補助金交付要綱案

令和2年2月28日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市における相撲競技の普及及び発展を図るため

大野市教育委員会告示第 号

大野市わんぱく相撲おおの場所開催事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

大野市わんぱく相撲おおの場所開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市における相撲競技の普及及び発展を図るため、公益社団法人大野青年会議所（以下「青年会議所」という。）が主催するわんぱく相撲おおの場所の開催に対し補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、青年会議所とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 屋外土俵のテント設営に要する経費
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に対し、予算で定める額の範囲内とする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。